

第1回 明治記念大磯邸園に関する基本計画検討委員会 議事要旨

【日時】平成30年7月6日（金） 16:00～:17:30

【場所】九段第3合同庁舎15階 会議室A～C

【出席委員】

学識委員：小野委員長、坂井委員、水沼委員

行政委員：志村委員（代理出席：横山課長代理）、栗原委員、片山委員、山口委員

【会議の概要】

1. 委員会の設置について

明治記念大磯邸園の基本計画に関する検討を行うという本委員会の設置目的等について、事務局より説明がなされ、設置要綱が承認された。

2. 委員長の選任について

設置要綱に基づき、委員の互選により、委員長に小野良平委員が選任された。

3. 議事の公開について

議事要旨については、国営昭和記念公園事務所のホームページ上において、当日の配付資料と併せて公開を行う旨、了承された。

4. 議事

(1) 明治記念大磯邸園の設置経緯について

基本計画の検討に際しては、“立憲政治に想いを馳せる契機を誘う佇まいを一体的な空間として後世に伝えていく”という「明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の業績等を次世代に遺す取組に関する検討会」で取りまとめられた方向性を踏まえて進めていくことが確認された。

(2) 明治記念大磯邸園及び周辺の概況

委員）これまで建造物に関するどのような調査がなされたのか、建物の履歴や由緒の価値付けができるよう明確に整理すべきである。園地が大事なのもちろんだが、上物として今あるものを今後どうするかについては、大きく注目を浴びることになるため、明確にすることが必要。滄浪閣は伊藤博文が居住していた頃からすると改変されているが、それを全て元のとおり（茅葺き屋根のもの）復元するというのはあまり現実的でない。今存在しているものを、価値あるものにするという観点で検討を進めることになるのではないか。

委員）庭園部分について資料がない。元々どのような庭であったのか、保全検討を進めるためには図面等の資料が必要。

委員）建物・庭園に関して、今までどのような調査をしてきたのか全貌を整理し、その上で分

かっているところの資料を出して頂きたい。

委員) なぜ明治期に、大磯が政治家等の別荘地として栄えたのか、ストーリーを整理することが必要。

(3) これまでの検討経緯

委員) 「明治記念大磯邸園(仮称)」の(仮称)はとれているのか。

事務局) 本年3月の第6回明治記念大磯邸園(仮称)検討会議(メンバー: 国交省・神奈川県・大磯町)において、名称について、国と地方公共団体が整備を行うにあたり、「(仮称)」を取る形で合意された。

委員) 本委員会では、先行公開についても検討対象とするのか。

事務局) 本年10月目途の先行公開については、本委員会での検討対象とはせず、将来にわたってどういう計画であるべきかという基本計画の検討をお願いしたい。また、現存する建物を将来にわたってどのように利活用すべきか、その方向性について本委員会でご意見を賜りたい。

委員) 本委員会の検討対象範囲は、建物の外側だけではないということか。

事務局) 歴史的資源を復元し、公園を整備するという観点からは、どの時代のものに復元するかを考えなくてはならない。明治期に思いを馳せるものとして、邪魔なものは撤去しなければならないと考えられるが、イメージを膨らませて来園者に歴史的価値を感じさせるものであれば、現存する建物を最大限活用し、利活用の方法を踏まえてご意見を賜りたい。その上で文化財に指定することが得策かどうかご意見を賜りたい。

(4) 基本計画策定について

委員) 滄浪閣と旧大隈・旧陸奥邸を結ぶ動線は国道1号の歩道だけではなく、稲荷松緑地の南側部分も通れるようにした方がよい。その際、近接住宅への配慮はとても重要。また、車で来園する場合、滄浪閣西側から駐車場にアプローチする案に加え、東側からもアプローチできるかどうか検討が必要。

委員) 滄浪閣のバンケット部分は壊すのか。町の考えはどうか。

委員) 町民の間でも意見が分かれるのが実情。あのバンケットホール自体を“滄浪閣”と呼ぶ人もいるが、それは、町としては正しい理解ではないと考える。撤去することも方針の一つと考えられる。

委員) 駐車場については、既存のものを踏襲することは理解できるが、そこで収まるのかどうか、公園予定区域外も含め、広い視点から、必要性や場所の妥当性についてロジックの整理が必要。

委員) 昔は邸宅から直接海へと行けたはず。明治 150 年の記念公園を作るのにふさわしい場所として大磯が選ばれたのは、海へとつながる邸宅も 1 つの要因としてあったと考えられる。今は西湘バイパスが通ってしまっているが、視覚上、海との連続性はきちんと留意すべき。

事務局) 頂いたご意見を踏まえ、次回の委員会では、何がわかっているのか、何がわからないのかを明確化し、資料をお示しする。

(5) その他

- ・ 第 2 回検討委員会を 9 月以降に開催予定。
- ・ 議題として予定している建物・庭園の活用方針等については、詳細内容を検討する上で前提となるコンセプトについてご審議いただく予定。

以上